

# 年始のごみ収集等について

年始のごみ収集は、1月3日(火)まで休止します。  
1月4日(水)から平常どおり収集を行います。

▶問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

ごみ収集	可燃	第1地区	1月7日(土)から
		第2地区	1月6日(金)から
	不燃	第1地区	1月5日(木)から
		第2地区	1月4日(水)から
缶・ビン・紙パック・ペットボトル・食品トレー・容器包装プラスチック・発泡スチロール・金物		第1地区	1月12日(木)から
		第2地区	1月11日(水)から
古紙類		第1地区	1月15日(日)から
		第2地区	
リサイクルステーション資源収集			1月6日(金)から
し尿汲み取り			1月5日(木)から

## 危険ごみの出し方

スプレー缶類は、穴を開けずリサイクル資源として出してください。不燃ごみの中に混ざっていると収集車内で発火し、作業員の生命に関わる事故に発展する危険性があります。

また、包丁、カミソリ、カッターナイフなどの鋭利なものは、厚手の紙に包み「キケン」と表示した上で不燃ごみに出してください▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

## 排水設備指定工事を追加

下水道に接続するための排水設備工事をすることのできる指定工事を追加しました。

### ▼追加工事店

▽輪栄工業株式会社 北名古屋市熊之

庄城ノ屋敷3164番地 ☎23・03

00

▽株式会社光設備 津島市神守町下町

131番地1 ☎0567・31・7

662

▼問合せ 建設課下水道係 ☎28・0

940

## 浄化槽の点検を

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにします。適正な維持管理を行わないと浄化槽の機能低下や悪臭の発生などの原因となります。

浄化槽の使用には、維持管理として次のことが法律で義務付けられています。

### ◆法定検査

毎年一回は、法定検査を受ける必要があります。法定検査は、県指定検査機関のみ行うことができます▼申込み(社)愛知県浄化槽協会 ☎052・

### ◆保守点検

定期的な保守点検を行わなければならない。浄化槽の機能を確認し、必要に応じて修理してください。県指定事業者のみ委託できます。

### ◆清掃

毎年一回以上の清掃が必要です。浄化槽の機能を最大限に発揮するために、槽内の汚泥などを取り除いてください。町許可事業者のみ委託できます▼申込み 豊衛工業(株) ☎28・0524

へお申し込みください▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

481・7160

## 北名古屋ごみ焼却工場 資料の縦覧

現在整備を計画している名古屋市北名古屋工場(仮称)について、各種資料の縦覧を行います。

●名古屋市北名古屋工場(仮称)の一般廃棄物処理施設設置届出書及び生活環境影響調査書等の縦覧・意見書の提出について

縦覧期間	1月12日(木)～2月13日(月) ※ただし、土・日・祝を除く
縦覧場所	豊山町役場1階 2番窓口住民課
意見書の提出	生活環境の保全上の見地からの意見がある方は意見書を提出できます。
記載事項	① 標題「名古屋市北名古屋工場(仮称)整備運営事業に係る生活環境の保全上の見地からの意見書」および宛名「名古屋市長」 ② 提出する方の氏名、住所(法人その他の団体の場合は代表者の氏名、主たる事務所の所在地) ③ 生活環境影響調査書等に関する生活環境の保全上の見地からの意見
提出期間	1月12日(木)～2月27日(月)
提出方法	郵送(期間内消印有効)か、直接持参してください。
提出先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 名古屋環境局工場課

▶問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916